

## 第13次鳥獣保護管理計画及び第二種特定鳥獣管理計画（最終案）について

令和3年10月28日（木）において御審議いただきました第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画について、パブリックコメント等を行い、以下のとおり対応することとし、最終案を取りまとめましたので、協議します。

### 1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき県において策定している当該計画について、現行計画の期間が令和3年度末となっていることから、次期計画の案について諮問されたもの。

### 2 パブリックコメント等の結果（資料2-1、3-1、4-1、5-1、6-1）

#### (1) パブリックコメント

- ア 実施期間 令和3年11月30日～令和4年1月4日
- イ 意見提出人数 2名
- ウ 意見件数 14件
- エ 反映状況

区分	鳥獣保護 管理事業 計画	シカ	ツキノワ グマ	カモシカ	イノシシ	意見件数 (件)
A（全部反映）	1		1			2
B（一部反映）						0
C（趣旨同一）		1		1		2
D（参考）		2	3	2	3	10
E（対応困難）						0
F（その他）						0
計	1	3	4	3	3	14

#### (2) 関係機関等に対する意見照会

関係機関、シカ・ツキノワグマ・カモシカ・イノシシの管理検討委員会委員及び市町村に対して意見照会を実施（意見計63件）

### 3 第13次鳥獣保護管理事業計画（最終案）について（資料2-2、2-3）

#### (1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

#### (2) 概要

法第4条の規定に基づき、人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために必要な事項を定めたもの。

#### 4 第二種特定鳥獣管理計画（最終案）について

(1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

(2) 概要

法第7条の2の規定に基づき、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等の適切な管理を図るために必要な事項を定めたもの。

(3) 策定した計画

第6次シカ管理計画（資料3-2、3-3）

第5次ツキノワグマ管理計画（資料4-2、4-3）

第5次カモシカ管理計画（資料5-2、5-3）

第3次イノシシ管理計画（資料6-2、6-3）

#### 5 今後のスケジュール

年度	時期	主な手続き等
R 3	1月27日（木）	第2回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会（答申策定）
	2月3日（木）	第2回岩手県環境審議会（審議結果の報告）
	1月～2月	市町村、近隣県等への法定協議
	3月	・ 県議会常任委員会への報告 ・ 決裁 ・ 国への報告
R 4	4月1日（金）	計画施行

## 意見検討結果一覧表（パブリックコメント）

（案名：第13次鳥獣保護管理事業計画）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	「第九 その他」の7（47ページ）について いわゆるジビエに関する項目が無いように見えるのでキチンと話してほしい。本案47ページの7項目めにそれらしい項目があるのだが、セシウムの量とジビエとの関連で「制限すべき」所が存在するのかどうかは明確と成っていない。キチンと定義して明記すべきである。	本県の野生鳥獣肉のうちシカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉について、国から出荷制限の指示が出されていることから、47ページにこの旨を加筆します。	A（全部反映）

意見検討結果一覧表（環境審議会自然・鳥獣部会委員）

（案名： 第13次鳥獣保護管理事業計画 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	渋谷委員	24	25, 26	目印標（製品タグ）の装着が記載されているが、突然出てくるため、許可基準などの前段でも記載する必要があるのでは。また、カモシカとツキノワグマの特定鳥獣管理計画にも記述する必要があるのでは。また誰が、どの様に目印標を交付等するのかがわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲後の取り扱いに係る記載であり、許可の際等に条件付けするものではないことから、記載は当該箇所のみとします。なお、目印票は加工流通を希望する者の申請を受けて県が交付するものであり、その旨を記載します。</li> <li>・目印票の手続きは、カモシカは、「岩手県ニホンカモシカ捕獲事務処理要領」、クマは環境省通知に基づき行うことから、カモシカとツキノワグマの管理計画においても記載します。</li> </ul>	B（一部反映）
2	渋谷委員	41	5, 6	狩猟免許試験については、事前の講習会の受講者数に制限があるため狩猟免許試験を躊躇する事態が生じている。狩猟者を増やすための一段の工夫が必要	<p>38 ページから 39 ページにかけて担い手の育成及び確保について記載しているところです。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、免許試験及び講習会の受け入れ態勢の強化を検討していきます。</p>	C（趣旨同一）
3	渋谷委員	45	9～	救護個体の飼育に関してアニマルウェルフェアの観点の記述を加えたほうが良いのでは	43 ページ「(3)救護個体の取り扱い」にアニマルウェルフェアに配慮する旨を加筆します。	A（全部反映）

4	菅野委員	42	<p>&lt;捕獲等の禁止又は狩猟期間の延長等の措置の状況&gt;</p> <p>表中「ツキノワグマ」の狩猟期間延長については、「毎年2月16日から3月31日まで及び11月1日から同月14日まで」と記載されているところ「毎年11月1日から同月14日まで」としていただきたい。</p> <p>現行通り、狩猟期間の延長は、11/1～11/14とし、2/15までの狩猟期間とするのが良いと思っております。</p> <p>また、11/1～11/14までの延長理由は明記されているものの、2/15から3月末まで延長する理由が明記されていないこと。この時期は、子育ての最中であり、この期間に狩猟が可能となれば、穴クマ猟が可能になり、子連れのクマも捕獲されることとなります。管理の基本目標イに「地域個体群の長期にわたる安定的な維持」を掲げていることとの整合性をも考え合わせると、変更をするのであれば、十分な議論を重ねる必要があると思えます。</p> <p>そのことを踏まえて、春クマ猟の許可捕獲が実施されておき、何のために春クマ猟が特別に許可されているのかも整理する必要があると考えます。</p> <p>※岩手県猟友会も同様の意見を提出</p>	<p>ご意見を踏まえつつ、狩猟でのクマの捕獲を増やし、有害捕獲を極力減らすとの観点から、延長する期間を「毎年2月16日から2月末日まで及び11月1日から同月14日まで」に修正します。</p> <p>併せて、現在2市町が実施している春季捕獲について、市町村の実情や希望を踏まえて拡大することを検討します。</p> <p>なお、ツキノワグマ管理計画も同様に修正します。</p>	B（一部反映）
---	------	----	---	--	---------

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

〈策定の根拠、計画の位置づけ等〉

◇策定の根拠：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」

◇位置づけ：鳥獣の保護及び管理を図るための事業（鳥獣保護管理事業）を計画的に実施するために、都道府県知事が策定するもので、法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の生息状況等の調査等に関する事項を定めるもの。

◇計画の期間：令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息数が減少している鳥獣の保護に向けた取組が必要

◇特定の鳥獣の生息数増加と生息域拡大に伴う人的被害・農林水産業被害の抑制に向けた管理の取組が必要

⇒継続的なモニタリングと、その結果を踏まえた保護と管理の両立が必要

〈目標〉

人と鳥獣との適切な関係の構築と  
生物多様性の保全

〈計画の概要〉

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の指定

鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
- 2 捕獲許可基準の設定
- 3 目的別の捕獲許可の基準

特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域
- 2 指定猟法禁止区域

特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 担い手の育成及び確保
- 2 鳥獣保護センターの運営

その他

- 1 狩猟の適正化
- 2 傷病鳥獣救護
- 3 油等による水鳥の汚染対策
- 4 感染症への対応
- 5 普及啓発
- 6 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

今回追加・修正する主な項目

- 1 特定鳥獣管理計画に係るモニタリング及び中長期的な視点での評価の実施
- 2 市街地への獣類の出没に対する対応
- 3 感染症への対応  
(豚熱に係る記載の追加等)
- 4 錯誤捕獲※への対応

※シカやイノシシを捕獲するためのわなに、意図しない鳥獣（カモシカやクマ）がかかること

〈第二種特定鳥獣管理計画〉

人とのあつれきが深刻化している鳥獣の生息数及び生息域を適正な水準にすることが目的。いずれも計画の期間は令和4年度～令和8年度。

- 1 ツキノワグマ  
→地域個体群の安定的な維持、人的被害及び農林業被害の軽減
- 2 ニホンジカ  
→個体数の適正な水準までの減少、農林業と自然植生等への被害の低減
- 3 イノシシ  
→生息数の減少及び農林業被害の抑制
- 4 カモシカ  
→学術的価値に配慮し、地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の低減

# 第13次鳥獣保護管理事業計画

## (最終案)

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

令和4年1月

岩 手 県





## 目 次

第一 計画の期間.....	1
1 計画の期間.....	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	1
1 鳥獣保護区の指定.....	1
2 特別保護地区の指定.....	7
3 休猟区の指定.....	8
4 鳥獣保護区の整備等.....	10
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項.....	11
1 鳥獣の人工増殖.....	11
2 放鳥獣.....	11
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	11
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方.....	11
2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項.....	12
3 目的別の捕獲許可の基準.....	14
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	24
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項.....	26
1 特定猟具使用禁止区域の指定.....	26
2 特定猟具使用制限区域の指定.....	27
3 猟区の設定のための指導.....	30
4 指定猟法禁止区域.....	30
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項.....	31
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針.....	31
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針.....	31
第七 鳥獣の生息状況等の調査に関する事項.....	32
1 方針.....	32
2 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	32
3 法に基づく諸制度の運用状況調査.....	34
4 新たな技術の研究開発・普及.....	35
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	36
1 鳥獣行政担当職員.....	36
2 鳥獣保護巡視員.....	36
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保.....	37
4 鳥獣保護管理センター等の設置.....	39
5 取組み.....	40
6 必要な財源の確保.....	41
第九 その他.....	41
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	41
2 狩猟の適正化.....	41

3	傷病鳥獣救護への対応.....	42
4	油等による汚染に伴う水鳥の救護.....	44
5	感染症への対応.....	44
6	普及啓発.....	45
7	野生鳥獣肉における放射性物質への対応.....	47

## 1 はじめに

---

3 野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な  
4 要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

5 本県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公  
6 園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園が存在する等、全国に誇れ  
7 る優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然に  
8 ふれあうことができる環境にある。また、こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食  
9 物連鎖の頂点に立つイヌワシ等の希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類  
10 の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割の種が本県に生息・生育しており、豊かな自然環境に恵  
11 まれ、多様な動植物相を有している。

12 一方、近年は、本県の絶滅の恐れがある野生動植物を取りまとめた『いわてレッドデータブック』  
13 に1,093種の生物が掲載されているが、種によっては生息環境の悪化等に伴い生息数の減少等が懸念  
14 される状況にあるほか、ツキノワグマの人的被害の増加や、ニホンジカ、イノシシ等による農林業  
15 被害が恒常的に発生している。また早池峰山におけるニホンジカによる高山植物の食害も発生して  
16 いるところであり、県では「いわて県民計画（2019～2028）」並びに「岩手県環境基本計画」に基づ  
17 き、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・自然との共生に取り組む  
18 こととしている。

19 こうした状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第  
20 88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の  
21 保全を図ることを目標とし、第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を策定する。  
22

## 23 第一 計画の期間

---

### 24 1 計画の期間

#### 25 (1) 計画の期間

26 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

#### 27 (2) 計画の見直し

28 計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必  
29 要に応じて本計画の見直しを行うこととする。  
30  
31

## 32 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

---

### 33 1 鳥獣保護区の指定

#### 34 (1) 方針

35 ア 指定に関する中長期的な方針  
36

1 本県では、第12次計画の終了時までには県土の約8.4%にあたる127箇所・127,940haを鳥獣保護  
2 区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

3 鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保す  
4 るとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図  
5 ることを目的とするものである。必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、  
6 これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新  
7 規指定又は存続期間の更新を検討する。

8 なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人  
9 と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

10 (ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に  
11 対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

12 (イ) 鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科  
13 学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当  
14 該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。

15 なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。

16 (ウ) 希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に  
17 努める。

18 なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすことが  
19 危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

20 (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化  
21 財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上  
22 重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。

23 (オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、特定  
24 猟具使用禁止区域等狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。

25 なお、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行する  
26 ことを検討する。

27 (カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必  
28 要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。

29 (キ) 鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生  
30 鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内において  
31 も指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

32 イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方 針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえた上で、採餌、休息又はねぐらとする

	ための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

1  
2

1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 総括表

指定区分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に新規指定する鳥獣保護区					
				R4	R5	R6	R7	R8	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	118	79						
	面積 ha	35,400	90,005						
大規模生息地	箇所		1						
	面積 ha		16,262						
集団渡来地	箇所		4						
	面積 ha		3,609						
集団繁殖地	箇所		3						
	面積 ha		77						
希少鳥獣生息地	箇所		8						
	面積 ha		6,044						
生息地回廊	箇所								
	面積 ha								
身近な鳥獣生息地	箇所		32						
	面積 ha		11,943						
計	箇所		127						
	面積 ha		127,940						

	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					計(C)	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					計(D)
	R4	R5	R6	R7	R8		R4	R5	R6	R7	R8	
箇所									1			1
変動面積									△ 115			△ 115
箇所												
変動面積												
箇所								1	1			2
変動面積								△ 1	△ 1			△ 2
箇所												
変動面積												
箇所												
変動面積												
箇所								1	1	1		3
変動面積								△ 1	△ 1	△ 115		△ 117

	本計画期間に解除又は再指定を行わない鳥獣保護区					計(E)	計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
	R4	R5	R6	R7	R8				
箇所								79	* 箇所数はB-E
変動面積							△ 115	89,890	面積はB~Eの計
箇所								1	
変動面積								16,262	
箇所								4	* * 箇所数はA+B-E
変動面積								3,609	面積はA~Eの計
箇所								3	
変動面積							△ 2	75	
箇所								8	
変動面積								6,044	
箇所								32	
変動面積								11,943	
箇所								127	
変動面積							△ 117	127,823	

注1 国指定鳥獣保護区(集団繁殖地2箇所、33ha)は含まない。

注2 森林鳥獣生息地の「指定の目標」の算定方法は、次のとおり。

①箇所数 = 岩手県の森林面積1,176,885ha÷10,000ha≒118箇所(森林面積10,000haごとに1箇所を選定)

②面積 = 118箇所×300ha(1箇所当たり最低基準) = 35,400ha

注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

1 イ 鳥獣保護区の新規指定計画

- (ア) 森林鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- (イ) 大規模生息地の保護区  
指定計画なし
- (ウ) 集団渡来地の保護区  
指定計画なし
- (エ) 集団繁殖地の保護区  
指定計画なし
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし
- (カ) 生息地回廊の保護区  
指定計画なし
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区  
指定計画なし

ウ 既指定鳥獣保護区の変更計画（期間更新を含む。）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変更理由	備考	
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積				
R4	身	盛岡市岩山	期間更新	1,847	0	1,847	R4. 11. 1 ~R14. 10. 31			
	身	盛岡市外山森林公園	期間更新	128	0	128				
	森	八幡平市前森	期間更新	320	0	320				
	森	小岩井農場	期間更新	3,038	0	3,038				
	森	葛巻町葛巻	期間更新	780	0	780				
	身	山王海ダム	期間更新	210	0	210				
	身	奥州市江刺館山・向山愛鳥の森	期間更新	240	0	240				
	身	正法寺	期間更新	349	0	349				
	身	花巻広域公園	期間更新	90	0	90				
	身	たかむろ	期間更新	48	0	48				
	渡	一関市前堀	期間更新	71	0	71				
	身	一関市花泉町老松	期間更新	233	0	233				
	身	一関市東山町唐梅館山	期間更新	370	0	370				
	身	釜石市外山	期間更新	75	0	75				
	繁	日出島	期間更新	8	0	8				
	森	宮古市田代	期間更新	306	0	306				
	身	山田町山田湾	期間更新	2,680	0	2,680				
	繁	陸前高田市椿島・青松島	縮小	2	△ 1	1				史跡名勝指定と整合確保
	森	久慈市平庭高原	期間更新	3,161	0	3,161				
計		19箇所		13,956	△ 1	13,955				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変更理由	備考	
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積				
R5	森	繁温泉	期間更新	863	0	863	R5. 11. 1 ~R15. 10. 31			
	森	盛岡市高森	期間更新	769	0	769				
	森	鶯宿	期間更新	982	0	982				
	森	紫波町新山	期間更新	236	0	236				
	身	見分森	期間更新	78	0	78				
	森	志戸平	期間更新	1,000	0	1,000				
	森	田瀬ダム	期間更新	910	0	910				
	身	遠野市鍋倉城	期間更新	68	0	68				
	森	西和賀町和賀岳	期間更新	1,451	0	1,451				
	身	宮古市田老	期間更新	118	0	118				
	身	宮古市宮古	期間更新	1,590	0	1,590				
	渡	宮古市宮古湾	期間更新	2,765	0	2,765				
	森	宮古市区界高原	期間更新	449	0	449				
	希	岩泉町大川	期間更新	645	0	645				
	森	岩泉町黒森山	期間更新	600	0	600				
	繁	島の越	縮小	57	△ 1	56				境界見直し
	渡	高田松原	期間更新	199	0	199				
	身	久慈市巽町	期間更新	474	0	474				
	森	二戸市天台寺	期間更新	723	0	723				
計		19箇所		13,977	△ 1	13,976				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
R6	森	八幡平市松川	期間更新	630	0	630	R6. 11. 1 ~R16. 10. 31			
		奥州市江刺松長根	期間更新	984	0	984				
		森	花巻温泉	期間更新	440	0				440
		森	西和賀町湯本	期間更新	490	0				490
		身	湯田ダム	期間更新	827	0				827
		森	一関市蘭梅山	期間更新	361	0				361
		森	平泉町平泉	期間更新	347	0				347
		森	大槌町赤浜	期間更新	480	0				480
		森	宮古市追切	期間更新	280	0				280
		身	宮古市田老保養基地	期間更新	640	0				640
		森	岩泉町櫃取	期間更新	1,045	0				1,045
		希	岩泉町見内川	期間更新	1,747	0				1,747
		森	久慈市山形町山形	期間更新	1,594	0				1,594
		森	軽米町軽米	縮小	1,719	△ 115				1,604
		計		14箇所		11,584				0

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
R7	身	紫波町城山	期間更新	76	0	76	R7. 11. 1 ~R17. 10. 31			
		森	栃ヶ森	期間更新	5,900	0				5,900
		森	栗駒	期間更新	1,732	0				1,732
		身	一関市花泉町蒲沢堤	期間更新	8	0				8
		森	二戸市馬仙峡	期間更新	2,024	0				2,024
		森	折爪岳	期間更新	519	0				519
		森	九戸村折爪岳	期間更新	960	0				960
計		7箇所		11,219	0	11,219				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
R8	身	岩手公園	期間更新	12	0	12	R8. 11. 1 ~R18. 10. 31			
		渡	御所ダム	期間更新	574	0				574
		希	岩泉町浦志内	期間更新	335	0				335
		希	岩泉町神滝沢	期間更新	726	0				726
		森	龍泉洞	期間更新	1,868	0				1,868
		森	田野畑村北山	期間更新	357	0				357
		身	二戸市市民の森	期間更新	100	0				100
計		7箇所		3,972	0	3,972				

注 指定区分は、次のとおり。

森⇒森林鳥獣生息地、大⇒大規模生息地、渡⇒集団渡来地、繁⇒集団繁殖地、  
希⇒希少鳥獣生息地、回⇒生息地回廊、身⇒身近な鳥獣生息地

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名称	所在地	面積	存続期間	備考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	3. 11. 1~23. 10. 31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	4. 11. 1~24. 10. 31	全域が特別保護地区に指定



1 2 特別保護地区の指定

2 (1) 方針

3 ア 指定に関する中長期的な方針

4 本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所につ  
5 いて、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてき  
6 たところであり、第12次計画終了時までには10箇所(6,155ha)を指定した。

7 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることか  
8 ら、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる  
9 2箇所(18ha)の特別保護地区について、引き続き指定(再指定)する。ただし、指定期間内  
10 に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討す  
11 ることとする。

12 なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖  
13 地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を  
14 求める。

15 イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

16

17 ウ 特別保護指定区域

18 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、  
19 車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある  
20 場所について指定するよう努める。

21

22



(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	
R4	集団繁殖地	陸前高田市椿島・青松島	1	R4. 11. 1～ R4. 10. 31	1	R4. 11. 1～ R4. 10. 31			
	計	1箇所	1		1				
R6	森林鳥獣生息地	花巻温泉	440	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	17	R6. 11. 1～ R16. 10. 31			
	計		440		17				
合計		1箇所	31,620		6,136				

注1 鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

3 休猟区の指定

本計画期間中は休猟区を指定しない。ただし、狩猟鳥獣の生息数を回復する必要がある場合は、下記により指定を検討する。

(1) 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。

(2) これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。

(3) 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

(4) 休猟区において、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシを狩猟により捕獲することが、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、第二種特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる区域（以下「特定休猟区」という。）への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

1 4 鳥獣保護区の整備等

2 (1) 方針

3 ア 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開  
4 発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。

5 イ 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら  
6 管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。

7 ウ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、  
8 管理施設の充実に努める。

9 エ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの  
10 観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備  
11 (維持補修等を含む。)に努める。

12 オ 鳥獣保護巡視員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等  
13 を調査する等、鳥獣保護区の管理の充実に努める。

14 (2) 整備計画

15 ア 管理施設の整備

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	19箇所 160枚	19箇所 150枚	14箇所 120枚	7箇所 110枚	7箇所 50枚
管理施設(ネイチャーセンター)の 整備(滝沢鳥獣保護区)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				

16 イ 利用施設の整備

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
観察路、観察舎等(ネイチャーセンター) の整備(滝沢鳥獣保護区)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				
その他の施設(鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等)の整備(県内一円)	必要に応じて整備(維持補修等を含む。)に努める。				

17 ウ 調査、巡視等の計画

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
巡視(県内一円) (鳥獣保護巡視 員)	箇所数	129	129	129	129
	人員	75	75	75	75
調 査	必要に応じて管理のための調査を実施する。				

18 (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区等の概要

19 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息  
20 状況に照らして必要があると認める場合には、法第28条の2の規定に定める保全事業の実施に  
21 より生息環境の改善に努める。

22 保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する  
23 指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

1 県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作  
2 成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

3 なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。  
4

### 5 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

---

#### 6 7 1 鳥獣の人工増殖

8 現在、県では人工増殖を実施していないが、希少鳥獣等の人工増殖については、種の保存のため、  
9 今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。

10 県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援  
11 に努める。  
12

#### 13 2 放鳥獣

##### 14 (1) 方針

15 県では、昭和40年度からキジの放鳥を開始し、平成16年度までは毎年1,000～2,000羽放鳥し  
16 ていたが、平成17年度からは800～900羽、平成21年度からは200～500羽程度放鳥してきた。  
17 （そのほかに、猟友会、市町村等でも放鳥している）。

18 しかし、放鳥効果測定調査のため装着した標識の回収率が低く、環境に順応して定着できる個  
19 体の割合が低いと考えられること、放鳥数とキジの捕獲数の関連性が認められないことを踏まえ、  
20 本計画期間中はキジの放鳥を行わない。

21 狩猟鳥獣である哺乳類及び外来鳥獣並びに生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせ  
22 ている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。  
23

### 24 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

---

#### 25 26 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

##### 27 (1) 希少鳥獣

28 法第2条第4項に基づき環境省令で定める鳥獣及び国のレッドリストにおいて絶滅危惧種Ⅰ  
29 A、ⅠB類又はⅡ類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱いがなされている鳥獣とし、  
30 レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これら  
31 の種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な  
32 保護及び管理のための措置を講じる。

##### 33 (2) 狩猟鳥獣

34 狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念  
35 されるため、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じており、本計画の期間中にお  
36 いても、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

37 また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応  
38 じて保護及び管理のための措置を講じる。

1 (3) 外来鳥獣等

2 本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥  
3 獣とし、外来鳥獣等の新たな生息情報や被害情報等があった場合は、法及び特定外来生物による  
4 生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）  
5 の規定に基づき適切な管理に努める。

6 (4) 指定管理鳥獣

7 法第 2 条第 5 項の規定に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

8 なお、県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案の上、必要と認められる  
9 ときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

10 (5) 一般鳥獣

11 上記(1)～(4)以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況等を踏まえ、必  
12 要な保護及び管理のための措置を講じる。

13  
14 2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

15 (1) 許可しない場合の基本的考え方

16 次のような場合には、法第 9 条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕  
17 獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許  
18 可しない。

19 ア 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なる  
20 と判断される場合

21 イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅の  
22 おそれを著しく増加させる等鳥獣の保護又は生物多様性に重大な支障を及ぼすおそれのある場  
23 合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、  
24 当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑  
25 制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

26 ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によ  
27 って生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

28 エ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の  
29 管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

30 オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼ  
31 すおそれがある場合

32 カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用  
33 によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟  
34 具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

35 キ 愛がんのための飼養を目的としている場合

36 ク 法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環  
37 境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条の規定に基づく捕獲等を行う場合。ただし、  
38 法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

39 ケ 法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、  
40 法第 38 条の 2 の規定による都道府県知事の許可を受けた麻醉銃猟については、この限りでない。

1 (2) 許可に当たっての条件の考え方

2 捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、  
3 鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確  
4 保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施  
5 方法等について条件を付すものとする。

6 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点か  
7 ら適切な条件を付すものとする。

8 また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切  
9 な条件を付すものとする。

10 (3) わなの使用に当たっての許可基準

11 ア わなの構造に関する基準

12 わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可する。ただし、くくりわな  
13 の輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマやカモシカの生息状況等を勘案  
14 して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、  
15 鳥類の捕獲については、防除対策によって被害が防止できないと認められる場合に限り、わな  
16 の使用を許可することができるものとする。

使用目的	基 準
① 獣類の捕獲等の目的 (③の場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</li> <li>・ とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。</li> </ul>
② イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、ア（ア）の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
③ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。
④ 小型の鳥獣の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下で、はこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が概ね160センチメートル以下であること。

17 イ 標識の装着に関する基準

18 法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグ  
19 ラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場  
20 合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもでき  
21 る。

22 (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

23 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に

1 慎重に取り扱う。

2 種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理  
3 を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与  
4 える個体が特定されている場合には、捕獲を認める。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合  
5 には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提  
6 とする場合に限り、捕獲を認める。

7 (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

8 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が  
9 生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び  
10 素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

11 また、当該地域における鉛製弾の使用禁止について、段階的に検討する。

12  
13 3 目的別の捕獲許可の基準

14 3-1 学術研究を目的とする場合

15 (1) 学術研究

16 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この  
17 限りではない。

18 ア 研究の目的及び内容

19 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

20 (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

21 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認め  
22 ない。

23 (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することが  
24 できないと認められること。

25 (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

26 (エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものである  
27 こと。

28 イ 許可対象者

29 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

30 ウ 鳥獣の種類・数

31 研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態  
32 系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場  
33 合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

34 エ 期間

35 1年以内。

36 オ 区域

37 研究の目的を達成するために必要な区域とする。

38 カ 方法

39 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

40 (ア) 法第12条第1項又は第2項の規定に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」



1 という。)ではないこと。

2 (イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達  
3 成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水  
4 産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべき  
5 ではないと認められる場合は、この限りでない。

6 キ 捕獲等又は採取等後の措置

7 (ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであ  
8 ること。

9 (イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下へ  
10 の埋込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、  
11 かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

12 (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の  
13 目的を達成するために必要であると認められるものであること。

14 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するもの  
15 であること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用  
16 を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

17 (2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

18 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ  
19 の限りでない。

20 ア 許可対象者

21 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者  
22 (委託を受けた者から依頼された者を含む。)

23 イ 鳥獣の種類・数

24 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以  
25 上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、そ  
26 の他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限り  
27 でない。

28 ウ 期間

29 1年以内。

30 エ 区域

31 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

32 オ 方法

33 網、わな又は手捕。

34 カ 捕獲等又は採取等後の措置

35 足環を装着し放鳥する。

36 なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣について  
37 は、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

### 38 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

39 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

1 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよ  
2 う行われるものとする。

3 ア 許可対象者

4 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣  
5 保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

6 イ 鳥獣の種類・数

7 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）である  
8 こと。

9 ウ 期間

10 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

11 なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適  
12 切に対応すること。

13 エ 区域

14 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

15 オ 方法

16 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

17 (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

18 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この  
19 限りでない。

20 ア 許可対象者

21 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共  
22 団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

23 イ 鳥獣の種類・数

24 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

25 ウ 期間

26 1年以内。

27 エ 区域

28 申請者の職務上必要な区域

29 オ 方法

30 禁止猟法は認めない。

31 (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

32 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ  
33 の限りでない。

34 ア 許可対象者

35 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共  
36 団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者

37 イ 鳥獣の種類・数

38 必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

39 ウ 期間

40 1年以内。

- 1 エ 区域  
2 必要と認められる区域。  
3 オ 方法  
4 禁止猟法は認めない。  
5

### 6 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

#### 7 (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

##### 8 ア 許可対象者

9 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合に  
10 おいては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は  
11 網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人  
12 に対する許可であって、以下の（ア）から（エ）の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受け  
13 ていない者も許可対象者とするができる。

- 14 （ア） 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること  
15 （イ） 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保され  
16 ていると認められること  
17 （ウ） 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと  
18 （エ） 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

##### 19 イ 鳥獣の種類・数

20 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）である  
21 こと。

##### 22 ウ 期間

23 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年  
24 にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応するこ  
25 と。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮す  
26 ること。

##### 27 エ 区域

28 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

##### 29 オ 方法

30 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣  
31 類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する  
32 場合については、この限りでない。

33 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努め  
34 る。

#### 35 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

36 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防  
37 止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合  
38 （(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

##### 39 ア 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

40 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減

1 を図るために行うこととし、生息状況や被害状況の把握に努めるとともに、市町村等関係機関  
2 との連携協力により進める。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除施設の整備、未収穫  
3 物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の  
4 保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正  
5 な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

6 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則とし  
7 て、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止  
8 の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

#### 9 イ 予察捕獲の基本的考え方

10 予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、被害防除対策等を行ってなお恒常  
11 的に被害が発生し、捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められ  
12 る場合のみ許可する。

13 予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付  
14 けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣  
15 の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等及び第二  
16 種特定鳥獣管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

17 予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにす  
18 る。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結  
19 果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対応する。

#### 20 ウ 鳥獣の適正管理の実施

##### 21 (ア) 方針

22 農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、市町村等の関係機関との連携の下、  
23 鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策  
24 を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理等総合的な対策を推進する。

25 なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害  
26 鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

##### 27 (イ) 第二種特定鳥獣の被害防除対策

28 鳥獣のうち特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要  
29 であるとして第二種特定鳥獣としているツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ及びカ  
30 モシカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害と個体群維持のバランスを図  
31 りながら総合的な対策を推進する。

##### 32 (ウ) 地域レベルの防除対策の充実

33 被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・  
34 連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技  
35 術の普及、効果的な取組事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られ  
36 るよう関係市町村の取組を促進する。

##### 37 (エ) 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

##### 38 ㊦ 方針

39 有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結  
40 果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が

1 防止できないと認められるときに行う。

2 狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、  
3 ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣  
4 についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、  
5 有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り  
6 扱う。

7 なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り  
8 扱う。

9 また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該鳥獣等に対  
10 して、有害鳥獣捕獲又は外来生物法の規定により適切に対処する。

11 ① 許可基準

12 a 許可対象者等

13 (a) 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受け  
14 た者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業  
15 協同組合、森林組合、漁業協同組合、法第18条の5第2項第1号に規定する認定  
16 鳥獣捕獲等事業者等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、指定管理鳥  
17 獣及び外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるもの  
18 とする。

19 (b) 有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（(a)の許可申請者をいう。ただし、法人にあつては、  
20 その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。  
21 以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空  
22 気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の  
23 使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許  
24 の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、捕獲した個体の適切な処分ができ  
25 ないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲  
26 等ができるものとする。

27 i 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハク  
28 ビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合

29 ・住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する  
30 場合

31 ・農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲さ  
32 れる可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であ  
33 つて、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大  
34 な支障を生じないと認められる場合

35 ii 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス  
36 及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

37 iii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用  
38 いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

39 iv 許可申請者が法人で、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中  
40 に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対し

1 て講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められ  
2 る場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことがで  
3 きる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督  
4 下で捕獲を行う。また、当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥  
5 獣捕獲の効果的な実施に努める。

6 また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行  
7 う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十  
8 分に指導する。

9 (c) 有害捕獲に当たっては、捕獲実施者の中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状  
10 況を把握している者を含むこととする。また、被害等の発生状況に応じて共同又は  
11 単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう  
12 する。

13 (d) 捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者と  
14 する。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシン及び  
15 アライグマを捕獲する場合及び3-3(2)ウ(エ)①a(b)ただし書き(20ページ)に  
16 掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

17 i 鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対  
18 策実施隊をいう。以下同じ。)に任命された者又は地区猟友会長等の推薦を受けた  
19 者。

20 ii 捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登  
21 録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。

22 iii 銃を使用しない捕獲(ツキノワグマの捕獲を除く。)を実施する場合において、  
23 当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕  
24 獲に従事しようとする者。

25 b 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

26 (a) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある  
27 種とする。

28 (b) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、  
29 頭、個)とする。

30 (c) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行う。

31 i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行  
32 わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

33 ii 建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除  
34 去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成  
35 できない場合

36 iii 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、  
37 頭、個)であるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防  
38 止を目的とする場合には、i~iiiは適用しない。

39 c 期間

40 (a) 原則として被害が生じている時期(予察捕獲の場合を除く。)のうち、最も効果的

1 有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適  
2 切な期間とする。

3 (b) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避け  
4 る。

5 (c) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、農林水産業等に係る被害の防  
6 止の重要性にかんがみ、適切な期間とするものとし、併せて、狩猟又は狩猟期間の  
7 延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住  
8 民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

9 d 区域

10 (a) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の  
11 行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その  
12 範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、  
13 この限りでない。

14 (b) 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害の状況に応じ市  
15 町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよ  
16 う市町村等に要請する。

17 (c) 鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に  
18 取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護  
19 を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

20 e 方法

21 (a) 有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法  
22 (銃器、網又はわな) による。

23 (b) 空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限る。ただし、取り逃がす危険性の  
24 少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。

25 (c) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟  
26 法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しない。

27 (d) (c)の禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構  
28 造・素材の銃弾は使用しないよう努める。

29 (e) 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果とし  
30 て被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意する。

31 f 鳥獣の種類別許可基準

32 a から e に掲げるもの（以下この項において「共通許可基準」という。）のほか、許  
33 可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を別表のとおりとする。

1 (別表) 鳥獣の種類別の許可基準 (令和4年4月1日現在)

許可権者	鳥獣の種類	許可基準				備考	
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間		方法
市町村	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	不測の事態により人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要する場合	原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて1日単位で更新できる。(許可日を含め5日を限度とする)	銃器	予察捕獲は認めない。
	ツキノワグマ以外の権限移譲された鳥獣	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり。ただし、別表1に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	鳥類の卵の採取等を除く。
県	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	30日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。原則として追い払いの方法により対応するものとする。
	ツキノワグマ(特例許可)	地方公共団体	年度ごとに定める	5月1日～10月31日	90日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。
	外来鳥獣等	共通許可基準のとおり	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣(環境大臣権限以外の鳥獣)	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	

2 ※ ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの許可基準については、それぞれの鳥獣の管理検討  
3 委員会で方針を決定しているもの。

4  
5 (別表1) 捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50羽以内

6



1 3-4 その他特別の事由の場合

2 それぞれの事由ごとの許可の範囲においては、原則として次の基準による。ただし、他の方法が  
3 なく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

4 (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

5 ア 許可対象者

6 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

7 イ 鳥獣の種類・数

8 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

9 ウ 期間

10 6か月以内。

11 エ 区域

12 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

13 オ 方法

14 禁止猟法は認めない。

15 (2) 愛がんのための飼養の目的

16 愛がんのための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

17 (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

18 ア 許可対象者

19 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

20 イ 鳥獣の種類・数

21 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）  
22 とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

23 ウ 期間

24 6か月以内。

25 エ 区域

26 住所地と同一都道府県の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）

27 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

28 オ 方法

29 網、わな又は手捕

30 (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

31 ア 許可対象者

32 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきた  
33 ものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は  
34 採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

35 イ 鳥獣の種類・数

36 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事  
37 等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合  
38 を除く。）。

39 ウ 期間

40 30日以内。

1 エ 区域

2 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

3 オ 方法

4 禁止猟法は認めない。

5 (5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

6 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

7 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の  
8 追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境  
9 影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断  
10 する。

12 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

13 4-1 捕獲許可した者への指導

14 (1) 捕獲物又は採取物の処理等

15 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰っ  
16 て適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設する  
17 ことにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又  
18 は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第19条で定められた場合を除  
19 く）。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実  
20 施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防  
21 止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥  
22 獣しないよう指導する。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等  
23 に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

24 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、カモシカ及びツキノワグマ  
25 については、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、捕獲物を製  
26 品化して利用しようとする者の申請を受けて県が交付する目印標（製品タグ）の装着により、  
27 国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

28 なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示  
29 第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

30 さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討  
31 を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等  
32 の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が  
33 実際と異なる場合は法第9条第1項の規定に反する場合があることについてあらかじめ申請者  
34 に対して十分周知を図る。

35 ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせてい  
36 る鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲され  
37 る可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

38 (2) 従事者の指揮監督

39 法人に対しては、指揮監督の適性を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を  
40 具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

1 (3) 危険の予防

2 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策  
3 を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

4 (4) 錯誤捕獲の防止

5 わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のお  
6 それがある場合には、地域の実情を踏まえた上で、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しなが  
7 ら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲  
8 を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合には迅速かつ安全な放獣が実施できるように、  
9 実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態  
10 について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きをとるも  
11 のとする。

12  
13 4-2 許可権限の市町村長への委譲

14 県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種  
15 の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービ  
16 スの向上が図られることから、3-3(2)ウ(エ)④f「鳥獣の種類別許可基準」(22ページ)に掲  
17 げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大  
18 等について検討する。

19 市町村は、市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については、法令、県  
20 条例及び規則、本計画及び第二種特定鳥獣管理計画に沿って適切に事務を遂行する。

21 また、県は、市町村の許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

22  
23 4-3 鳥類の飼養登録

24 (1) 方針

25 野生の鳥類は、本来自然のままに保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長  
26 するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかな  
27 る鳥獣についても原則として許可しないこととしている。

28 なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

29 しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然と  
30 して見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な対応に努める。

31 (2) 飼養適正化のための指導内容

32 ア 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。

33 イ 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。

34 (ア) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票(足環)を照合し、確認した上で行う。

35 特に、平成元年度の装着許可証(現 装着登録票)の導入以前から更新されている等  
36 の長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴  
37 を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。

38 (イ) 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等  
39 により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

40 ウ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受け

1 た者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。

2 エ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護巡視員等に  
3 よる定期的な巡回指導を行う。

4 オ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われ  
5 ないよう適正な管理に努める。

#### 6 7 4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

##### 8 (1) 許可の考え方

9 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可する。

10 ア 販売の目的が法第 24 条第 1 項又は法施行規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

11 イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって、違法捕獲や  
12 捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼ  
13 すおそれがないこと。

##### 14 (2) 許可の条件

15 ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売 期  
16 間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

17 オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数  
18 量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

#### 19 20 4-5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

21 県は、市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に  
22 努める。

23 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、  
24 捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及  
25 び猟により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

26 また、麻酔銃猟を実施する際は、県、警察、市町村、猟友会等が連携し、県民や捕獲従事者に  
27 危険が及ばない態勢で行う。

#### 28 29 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関 30 する事項

##### 31 32 1 特定猟具使用禁止区域の指定

##### 33 (1) 方針

34 特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具  
35 の使用を禁止する区域である。

36 これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が  
37 高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指  
38 定に努めた結果、第 12 次計画終了時までには 191 箇所（82,968ha）と計画を上回って指定され、  
39 銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

40 このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定

- を進める。
- ア 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として10年間とする。
- イ 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。
- ウ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。
- エ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まる等本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。
- オ 本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む)						
		R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	
銃猟に伴う危険を予防 するための区域	箇所	191	箇所					
	面積 ha	83,738	変動面積					
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所		箇所					
	面積 ha		変動面積					

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	R4	R5	R6	R7	R8	計(D)
1		1			2	1			1		2
1,107		115			1,222	1			1		2

本計画期間に廃止又は再指定を行わない特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減*	計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**	* 箇所数はB-E 面積はB~Eの計 ** 箇所数はA+B-E 面積はA~Eの計
R4	R5	R6	R7	R8	計(E)			
							191	
		(計画なし)				1,220	84,958	

1 (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
R4	盛岡市・滝沢市・雫石町	盛岡市街地	15,230	R4.11.1～	再指定
	滝沢市	滝沢市北部	647	R14.10.31	再指定
	岩手町	岩手町沼宮内	647		再指定
	奥州市	奥州市北上川流域奥州市街地	4,903		再指定・縮小
	奥州市	奥州市水沢北鶴ノ木・箕輪・鶴城	17		再指定
	奥州市	奥州市前沢生母字西谷地	77		再指定
	奥州市	奥州市江刺原体	436		再指定
	奥州市	奥州市越路スキー場	105		再指定
	花巻市	花巻市内室	135		再指定
	花巻市	花巻市戸塚	117		再指定
	花巻市	葛丸ダム	49		再指定
	一関市	一関市	4,039		再指定
	一関市	一関市大東町摺沢	251		再指定
	宮古市	宮古市新里閑伊川・刈屋川流域	97		再指定
	洋野町	洋野町種市	2,465		再指定・拡大
九戸村	九戸村伊保内	310	再指定		
	計	16	29,525		
R5	盛岡市	盛岡市洪民好摩	640	R5.11.1～	再指定
	紫波町	紫波町上平沢	127	R15.10.31	再指定
	矢巾町	矢巾町岩崎川	70		再指定
	奥州市	奥州市前沢白鳥下・衣川日向	410		再指定
	花巻市	鉛温泉スキー場	56		再指定
	花巻市	花巻市胡四王山	175		再指定
	花巻市	花巻市大迫	660		再指定
	花巻市	花巻市内川目	59		再指定
	北上市	北上市上鬼柳	15		再指定
	宮古市	宮古市撰待川河口	490		再指定
	大船渡市	大船渡市末崎地区	500		再指定
	大船渡市	大船渡市下山	50		再指定
	久慈市	久慈市	1,851		再指定
	普代村	普代村普代浜地区	60		再指定
	計	14	5,163		
R6	八幡平市	八幡平市三ツ森山	288	R6.11.1～	再指定
	奥州市	奥州市前沢大曲	56	R16.10.31	再指定
	奥州市	奥州市衣川河内	25		再指定
	北上市	北上市大谷地	11		再指定
	遠野市	遠野市室ノ木	56		再指定
	一関市	一関市花泉町花泉	258		再指定
	山田町	十二神山	55		再指定
	大船渡市	猪川立根	256		再指定
	大船渡市	盛	115		再指定
	洋野町	洋野町山谷	715		再指定
	軽米町	軽米町軽米	367		再指定・拡大
	九戸村	九戸村屋形場	185		再指定
	九戸村	九戸村山根	90		再指定
	計	13	2,477		

R7	岩手町	岩手町川口	140	R7. 11. 1～	再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳愛宕	35	R17. 10. 31	再指定
	奥州市	奥州市胆沢小山高橋	53		再指定
	奥州市	奥州市衣川中山	125		再指定
	奥州市	奥州市衣川古戸	148		再指定・縮小
	北上市	北上市黒岩	38		再指定
	遠野市	遠野市上郷	611		再指定
	一関市	一関市大東町館山	114		再指定
	田野畑村	田野畑村田代	120		再指定
	大船渡市	大船渡市立根地区	16		再指定
	大船渡市	大気環境観測所	24		再指定
	洋野町	洋野町蒲の口	421		再指定
	二戸市	二戸市天狗	337		再指定
	二戸市	二戸市仁左平	16		再指定
	計	14	2, 198		
R8	盛岡市	盛岡市日戸	9	R8. 11. 1～	再指定
	滝沢市	滝沢市加賀内	33	R18. 10. 31	再指定
	奥州市	奥州市江刺玉里下川辺	20		再指定
	奥州市	奥州市江刺玉里中野	17		再指定
	奥州市	奥州市江刺苗代沢	180		再指定
	北上市	北上市後藤野	113		再指定
	北上市	北上市煤孫	185		再指定
	遠野市	遠野市上綾織	15		再指定
	遠野市	遠野市鱒沢	15		再指定
	一関市	一関市大東町曾慶	84		再指定
	宮古市	宮古市タイマグラ	152		再指定
	山田町	山田町荒神	120		再指定
	岩泉町	岩泉町沢中	60		再指定
	岩泉町	岩泉町乙茂	358		再指定
	大船渡市	通岡	16		再指定
	二戸市	二戸市村松陣場	467		再指定
	計	16	1, 844		

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3 猟区の設定のための指導

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。計画期間内において新規設定する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請等を踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者への育成等に努める。

(2) 設定指導の方法

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

ア 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計1,827ha））について、平成12年度に鉛散弾規制地域に指定していたが、平成17年度からこれらの3箇所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

イ 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しない。

ウ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について条件を付す。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行う等、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。



1 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

2  
3 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

4 本県において、本計画の期間中に、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪  
5 化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、  
6 生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持  
7 及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範  
8 囲に拡大させる又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場  
9 合には、当該鳥獣を対象に、第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

10  
11 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

12 (1) 計画の目的

13 第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林  
14 水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている  
15 鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点  
16 から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少  
17 させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

18 (2) 計画の作成方針

19 本県においては、次の第二種特定鳥獣について第二種鳥獣特定管理計画を作成し、それぞれの  
20 地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。

21 なお、これ以外の鳥獣で人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を  
22 講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

計画作成 年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
令和4年度	地域個体群の適正な管理と捕獲の 強化による農林業被害の軽減。	ニホンジカ	令和4～ 8年度	全県
令和4年度	地域個体群の安定的な維持と人身 被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	令和4～ 8年度	全県
令和4年度	地域個体群の安定的な維持と農林 業被害の抑制。	カモシカ	令和4～ 8年度	全県
令和4年度	生息域拡大の抑制及び農林業被害 の抑制。	イノシシ	令和4～ 8年度	全県

23 (3) 計画の作成・見直し

24 第二種特定鳥獣管理計画の作成は、法第7条の2の規定に基づくほか必要な検討・評価を  
25 行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管  
26 理事業の設定を行う。

27 計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害  
28 状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、

1 極力数値による評価が可能な管理の目標設定に努める。

2 目標の達成状況の評価のため、生息数や捕獲・目撃地点の分布等について、モニタリング  
3 を実施し、中長期的な視点での評価を行う。

4 評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図  
5 りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保  
6 護事業又は管理事業に反映させる。

#### 7 (4) 管理事業

8 第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、個体群管理、生息環境管理、被害防除対  
9 策等の管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域  
10 個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

11 なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標  
12 設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努  
13 める等、関係機関と連携して効果的な管理事業に取り組む。

14 なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成する。

15

## 16 第七 鳥獣の生息状況等の調査に関する事項

---

17

### 18 1 方針

19 鳥獣の生息実態や鳥獣による被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、  
20 鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査  
21 を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な対策を講じる。

22 また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、国の捕獲情報収集システム等を活用す  
23 る。

24 なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からのDNA解析の活用等に  
25 よるより精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

26

### 27 2 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

#### 28 (1) 方針

29 県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を  
30 実施し、これらの調査結果等に基づき、必要な対策を講じる。

31 なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既  
32 存の情報を活用する等、情報収集の充実を図る。

33

#### 34 (2) 鳥獣生息分布等調査

35 現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用等により、県内に生息する鳥獣  
36 の種類、分布等を調査する。

37 保護対策が重視される種（イヌワシ等希少猛禽類等）や、被害が拡大傾向にある種（ニホン  
38 ザル、イノシシ等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

39 特にニホンザル・イノシシについては、本計画の期間内において、県内全域を対象とし年間  
を通じて生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付け

ない集落の環境整備の指導普及等の対策を行う。

(3) 希少鳥獣等調査

過去（第6次～第8次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備等必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴する等して、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに活用する。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	令和4～8	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における行動形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通年

（参考）野生鳥獣保護調査の実績

第1期調査(昭和62～平成元年度)	ツキノワグマ生息実態調査
第2期調査(平成2～4年度)	特殊鳥類生息実態調査
第3期調査(平成5～6年度)	小型ワシタカ類生息実態調査
第4期調査(平成7～8年度)	フクロウ科生息実態調査
第5期調査(平成8～10年度)	イヌワシ生息状況調査
第6期調査(平成10～12年度)	ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体やボランティア等の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

イ 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	備考
渡来地全域	令和4～8	県内全域において、1月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	令和4～8	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

(5) 狩猟鳥獣生息状況調査

ア 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

イ 狩猟鳥獣生息調査

1 (ア) 調査の概要

2 狩猟鳥獣（特定鳥獣を除く。）について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（以下  
3 「狩猟者等」という。）からの捕獲報告及び個体の回収等により生息分布、生息状況を把  
4 握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

5 (イ) 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	令和4～8	出合い数、出合い場所等	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	令和4～8	捕獲日、捕獲場所、捕獲数等	狩猟者等からの捕獲報告	通年

6 ウ 狩猟実態調査

7 (ア) 調査の概要

8 狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態  
9 を把握する。

10 (イ) 調査計画

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
狩猟鳥獣全種	令和4～8	捕獲鳥獣の種類別数量、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約2,500人/年

11 (6) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

12 ア 方針

13 第二種特定鳥獣については、科学的・計画的な管理を実施するため、生息状況、個体群動態、  
14 被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映さ  
15 せ、必要な管理対策を講じる。

16 イ 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ニホンジカ	令和4～8	ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故等生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカほどではないものの農林産物への食害が確認されている。これらの課題に対応するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の管理施策に反映させる。
ツキノワグマ	令和4～8	
カモシカ	令和4～8	
イノシシ	令和4～8	

17 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

18 (1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

19 鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生  
20 息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検  
21

1 討・決定の上専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥  
2 獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配  
3 慮しながら実施する。

#### 4 (2) 捕獲等情報収集調査

5 法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）に  
6 おいては、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、  
7 捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必  
8 要な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力  
9 量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の  
10 効果等を評価する。

11 また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲され  
12 た際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事  
13 する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求める。

#### 14 (3) 制度運用の概況情報

15 県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更  
16 に生かすとともに、国に情報提供する。

### 18 4 新たな技術の研究開発・普及

#### 19 (1) 捕獲や調査等に係る技術

20 銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせ  
21 た捕獲技術の開発・導入、わな猟については、新しい猟法の技術開発やICT等を活用した捕  
22 獲技術の普及、錯誤捕獲の少なくくりわなやはこわなの導入等、これまで使用されていない  
23 手法も含めて捕獲技術の活用及びそのリスク評価を進める。

24 また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め普及に努  
25 める。

#### 26 (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

27 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣による被害発生メカニズムを明ら  
28 かにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払い等の技術開発  
29 を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも  
30 環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め、普及に努める。

#### 31 (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

32 捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の導入を支援する。

1 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

2  
3 1 鳥獣行政担当職員

4 (1) 方針

5 鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局保健福祉環境部  
6 等）に必要人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画  
7 の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護管理事業の円滑な実施を図る。

8 なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き  
9 続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

10 (2) 配置計画

区 分	現 況 (人)			計画終了時 (人)			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 (野生生物担当)	5	0	5	5	0	5	野生生物担当 5人 ・野生生物の保護及び管理、狩猟 免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等 指定
出先機関【広域振興 局等】 (保健福祉環境部)	10	0	10	10	0	10	広域振興局保健福祉環境部等 9人 シカ対策員 1人 ・野生生物の保護及び管理、傷病 鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登 録、鳥獣保護区等指定

11 (3) 研修計画

12 計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修の受講等により、専  
13 門的知識の向上を図る。特に、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成・  
14 実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図  
15 る。

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
広域振興局等担当 者会議（研修会）	県	4月頃、 随時	2回	全県	9人	鳥獣保護管理行政の基礎 的知識の習得
野生鳥獣保護管理 技術者研修会	環境省	通年	3回程 度	全国	3人	第一種特定鳥獣の保護及 び第二種特定鳥獣の管理 に係る専門的知識の習得

16  
17 2 鳥獣保護巡視員

18 (1) 方針

19 鳥獣保護巡視員は、鳥獣保護管理事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥  
20 獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的と  
21 している。

22 その選任に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識及び経験を有  
23 し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。



1

## &lt;研修計画&gt;

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県 （（公社）岩手県猟友会に委託）	6月～12月頃	3回	全県	240人／年	鳥獣保護管理行政の専門的知識の習得	週休日に実施
狩猟初心者向け研修会	県	9月頃	1回	全県	20人	免許を取得して間もない狩猟者を対象とした、基礎的な知識と技能の習得	
鳥獣保護管理担当会会議（市町村）	県	4月	1回	全県	33人	野生鳥獣の保護及び管理に関する基礎的知識の習得	

2

## (3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

3

## ア 狩猟者の動向

4

捕獲の担い手である狩猟者数は、狩猟免許所持件数をみると平成19年の3,300件程度から平成24年度には2,500件程度と減少傾向を示していたが、平成25年度から増加に転じ、令和2年度は3,500件程度で推移している。

7

なお、免許種類別では、わな猟免許所持者が増加している一方で、第一種銃猟免許所持者は横ばいで推移している。

9

狩猟免許所持者に占める60歳以上の割合は、平成22年度から令和元年度までは6割を超えているが、令和2年度は6割未満となり、また各年代の狩猟者数は増加傾向にある。

11

狩猟免許新規取得件数の推移をみると、わな猟免許の取得者数は、農業者を中心に平成19年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得者数は平成27年度まで増加し、平成28年度以降は横ばいで推移している。

14

## &lt;狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）&gt;

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
わな	339	395	395	446	467	503	590	740	868	997	1,108	1,221	1,314	1,517
網	192	171	70	70	72	73	77	102	111	121	119	127	122	142
第2種	27	25	23	23	22	19	19	14	11	13	15	15	20	26
第1種	2,753	2,701	2,265	2,254	2,239	1,900	1,904	1,946	1,820	1,864	1,904	1,788	1,812	1,873
計	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,495	2,590	2,802	2,810	2,995	3,146	3,151	3,268	3,558

15

16

17

18

19

20

21

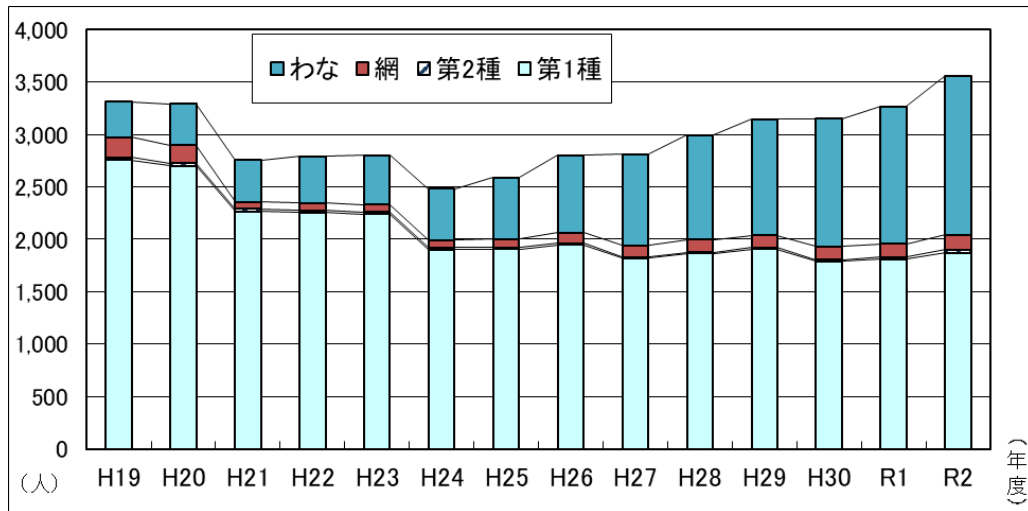
22

23

24



1 <狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）の続き>



2  
3  
4 イ 確保及び育成の方針

5 今後狩猟者の減少及び高齢化の進行により、狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲の業  
6 務等にも支障が生じることが危惧されているため、県猟友会等の協力を得ながら、本県の  
7 実状等を踏まえ、鳥獣捕獲従事者養成事業や狩猟免許試験の休日開催の継続、一般県民向  
8 けのPR等、狩猟者の確保及び育成のための対策を講じる。

9  
10 (4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

11 県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理  
12 については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための支援をする。市町村は、自ら  
13 が運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策  
14 を含めた知識及び技術の向上を図る。

15  
16 4 鳥獣保護管理センター等の設置

17 (1) 鳥獣保護センター

18 ア 方針

19 鳥獣保護センターにおいては、令和2年度は114羽頭の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。  
20 本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点と  
21 位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、  
22 幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記  
23 の役割を担う。

- 24 (ア) 指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）  
25 等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。
- 26 (イ) 積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等  
27 に関する意識啓発を行う。
- 28 (ウ) 野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

29  
30 イ 鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	利用の方針
岩手県 鳥獣保護 センター	昭和 46 平成 13 (一部改築) 平成 22～23 (一部改築)	滝沢市砂込 (滝沢市砂込鳥獣保 護区内)	4.3ha (敷地)	管理棟 飼育棟 鳥類飼育舎 放飼場 池	幼傷病鳥獣の二次救護 及び野生復帰 情報発信、普及啓発 調査研究への協力

1 (2) 環境保健研究センター

2 ア 方針

3 環境保健研究センターは、県民の健康といわでの環境を守るため、健康・環境に関する科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されており、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学  
4 識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門  
5 的な調査研究等を推進する。  
6

7 イ 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間(年度)
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護及び管理の方法を研究	令和 4～8
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護の方法を研究	令和 4～8

8  
9 5 取締り

10 (1) 方針

11 狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を  
12 引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護巡視員、保護団体、狩猟者団体等  
13 との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

14 特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的  
15 に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期に  
16 は、巡回を強化する。

17 また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、法令遵守やマ  
18 ナーの周知徹底により、狩猟者の資質の向上に努める。

19 なお、狩猟に際し法令に違反した者については、迅速かつ適正に処分を行う。

20 (2) 年間計画

取締り事項	実施時期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
狩猟取締り									←			→
違法捕獲取締り	←											→
違法飼養取締り	←											→

6 必要な財源の確保

平成16年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により創設された狩猟税（目的税）について、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上に向けた取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮する。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

---

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、クマ、シカ、イノシシ等の野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。このことを踏まえ、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する必要がある。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略等、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する必要がある。

本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促す等、生物多様性を社会全体に浸透させ、人と鳥獣との適切な関係の構築に取り組んでいく必要がある。

2 狩猟の適正化

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除について検討する。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要な鳥獣については、狩猟鳥獣の指定見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

1 < 捕獲等の禁止又は狩猟期間の延長等の措置の状況 >

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	令和4年1月15日から 令和9年3月31日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長		令和4年11月15日から 令和9年3月31日まで
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和4年11月15日から 令和9年3月31日まで
ツキノワ グマ	毎年2月16日から2月末日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	令和4年11月1日から 令和9年3月31日まで

2 ※ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの狩猟期間については、それぞれの鳥獣の管理検討  
3 委員会の方針を決定する。

4 (2) 入猟者承認制度

5 入猟者承認制度は、鳥獣の適正な生息数を維持しつつ、狩猟を活用した農林業被害対策を  
6 進めるため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度である。

7 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生し  
8 ている場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合  
9 においては、猟友会、農林水産業者等関係者の意見を適切に踏まえ、入猟者承認制度の運用  
10 について検討する。

11

12 3 傷病鳥獣救護への対応

13 (1) 方針

14 県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一  
15 層の推進を図るため、平成12年度から一般社団法人岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医  
16 師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その維持確  
17 保に努める。

18 傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターにおいては、引き  
19 続き、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

20 また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成17年度から鳥獣ボランティア制度を本格  
21 実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

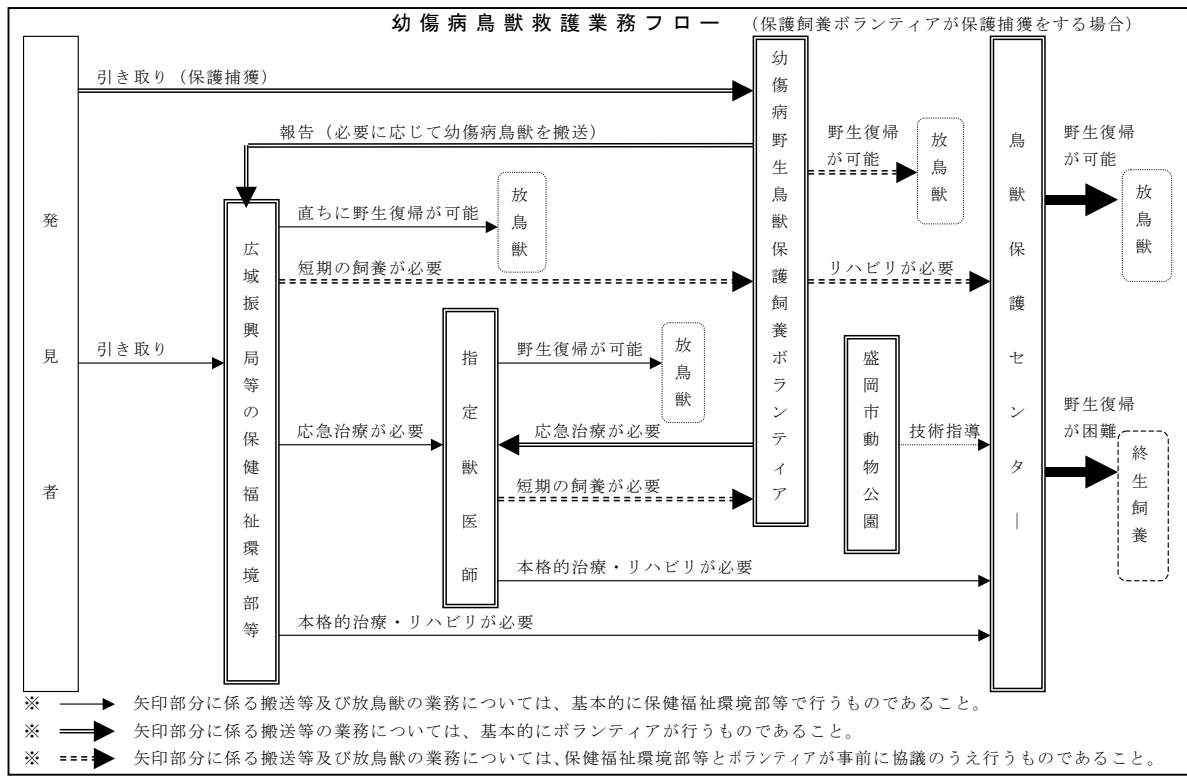
22 なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医  
23 師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業  
24 務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

25 傷病鳥獣を救護する際は、救護の目的及び意義を踏まえて、管理を行うことが必要な鳥獣以外

1 の救護を優先する等の対応を図る。

2 (2) 地域個体群保全への貢献

3 傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力す  
4 ることを目的とした活動にも取り組んでいく。



5

6 (3) 救護個体の取扱い

7 救護個体の保護・収容等に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に  
8 関する法律 (昭和 48 年法律第 105 号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手  
9 続をとる。

10 野生復帰が不可能又は個体数の管理を行うことが必要な種については、アニマルウェルフェア  
11 (動物福祉) に配慮しながら、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はでき  
12 る限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。なお、非狩猟鳥獣については、法に基づき、  
13 捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に飼養登録をしなければならないことに留  
14 意する。

15 本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成 18 年 4 月から、  
16 指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重  
17 症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないもの等、一定の傷病鳥獣については除くこと  
18 としたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

19 (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

20 鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて野生鳥獣と人・家畜の間で伝播  
21 する感染症の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の  
22 患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)、狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247  
23 号) 等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管

理には十分留意する。さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対しては、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

#### (5) 放野

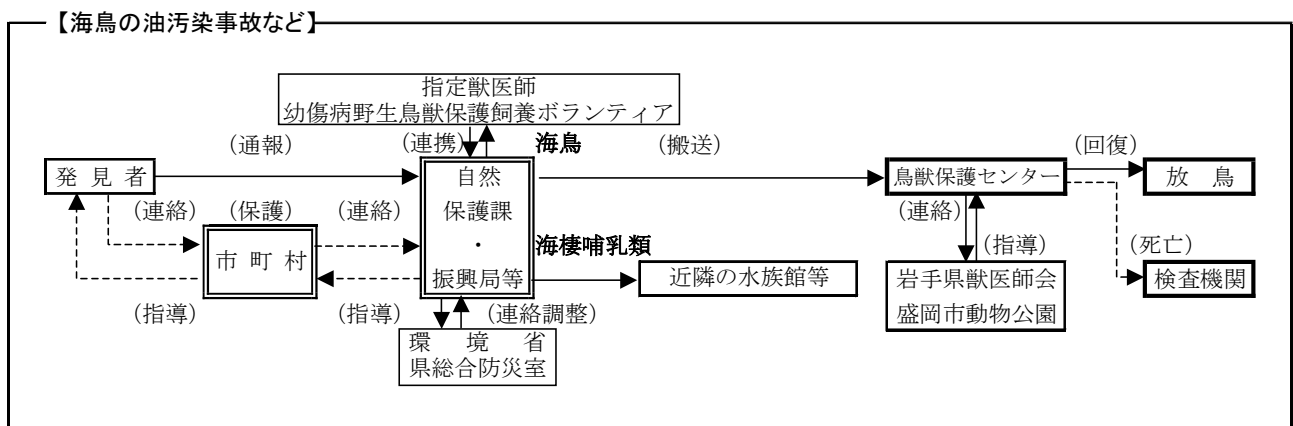
救護個体の傷病が治癒し、採餌能力、運動能力や警戒心が回復したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不相当又は困難な場合は、遺伝的になく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

また、感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

#### 4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



#### 5 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとしたサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国との連絡体制を整備する。また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う。

##### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死

1 亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。  
2 また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情  
3 報提供や普及啓発等を適切に実施する。

#### 4 (2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

5 平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が  
6 継続して確認されていることから、野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、本  
7 県において発生した際は周辺県や関係市町村と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策  
8 を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、都道府県  
9 や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等  
10 に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置  
11 を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉  
12 製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ  
13 置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村、関係機関、関係団体  
14 等に対し積極的に普及啓発を行う。

15 アフリカ豚熱（ASF）については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域  
16 で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱（ASF）ウイ  
17 ルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることか  
18 ら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。また、  
19 国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、  
20 発生時の対応体制を整備する。

#### 21 (3) その他感染症

22 上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護  
23 及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。例えば、口蹄疫等の家畜伝  
24 染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が確認されている野生  
25 鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で  
26 発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況  
27 を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣  
28 の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、  
29 関連機関との情報共有に努める。

### 30 6 普及啓発

#### 31 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

##### 32 ア 方針

33 県民の鳥獣に対する理解と認識を深めるため、県等において各種の普及啓発活動等を推進す  
34 る。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であ  
35 り、捕殺が不可欠な場合があることについても理解の促進を図る。また、捕獲した鳥獣を可能  
36 な限り食肉等として活用することを促進するよう努める。

37 また、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自  
38 然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。

39 併せて、雛及び出産直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民  
40





野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名 称	整備 年度	施設の所在地	面 積	施設等の概要	利用の方針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター))	平成 元年度	滝沢市砂込 (滝沢鳥獣保護 区内)	16.25ha	ネイチャーセンター 自然観察路 野鳥観察舎 案内板 展示備品 普及パンフレット等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(5) 小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

ア 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護活動発表大会等への積極的な参加がなされるよう周知を図る。

イ 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。

ウ 環境保全活動等取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

エ 環境学習センターを活用した生態系保全等に関する普及啓発を行う。

(6) 法令の普及の徹底

法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

7 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されており、野生鳥獣肉のうちシカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉について、国から出荷制限の指示が出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。